

鹿島市家庭用浄化槽設置整備事業

浄化槽設置工事基準

(基準の適用)

第1条 この工事基準は、鹿島市家庭用浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて設置される浄化槽の設置工事に適用する。

(工事の施工)

第2条 浄化槽の工事は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年9月27日厚生省・建設省令第1号）に定めるもののほか、次の各号によらなければならない。

1 基礎・本体工事

- (1) 工事にあたっては、浄化槽設備士が工事を実地に監督するか、または自ら工事を行うこと。
- (2) 不等沈下が予想される軟弱地盤地域については、杭打ちなどの沈下防止対策の工事を行うこと。
- (3) 底盤及びスラブ配筋にはスペーサーを敷き、均等に配置すること。
- (4) 基礎工事は栗石地業及び捨てコンクリートを打った後、十分な養生期間をとること。

- (5) 浄化槽本体に直接大きな荷重がかかることによって生じる変形・破損等、及び槽本体の浮上防止のため上部を駐車場として使用する、しないにかかわらず必ず支柱を設けること（4本以上）。また、支柱にはフープ筋を使用すること。
- (6) 本体の据付け時には、水張りを行い水平を保ちつつ、水締め及び突き固めをすること。また、埋め戻しには石などが混入していない良質の土砂等を用いること。
- (7) 浄化槽本体の流入口及び放流口から1m以内にインバート升を設けること。但し、1m以内に合流点インバート升がある場合は併用できるものとする。
- (8) 浄化槽本体の上部にはコンクリートスラブを打つこと。
- (9) 浄化槽の上部を駐車場等として利用する場合は、マンホール周辺の亀裂・損傷を防ぐため、マンホールの周囲に補強筋を入れること。また、マンホール蓋、及びスラブ内のインバート升はすべて耐圧型を使用すること。
- (10) 越流ぜきは、左右均等に流れるよう水平に調整すること。
- (11) マンホールの嵩上げ高は、バルブ操作などの維持管理が容易にできるよう30cm以内とすること。また、30cm以上となる場合は必ずピット構造とすること。

2 配管工事

- (1) 流入管渠及び放流管渠の勾配は1/100以上とすること。
- (2) 放流口と放流水路の水位差を適切に保ち、放流水が逆流しないようにすること。
- (3) 各流入管路が屋外に出た起点、45度以上の屈曲点、落差のある箇所、合流点及び管渠の内径の120倍を超える直線部分には升を設置すること。
- (4) 升は全て雨水等が入らないように密閉できる蓋の付いたインバート升とし、升の内径が15cmまたは30cmの丸型または角型とする。
- (5) 屋内配管の合流接続点は、多量排水時によるオーバーフロー等を防止するため3ヶ所までとすること。
- (6) 流入管渠・放流管渠及び空気配管の上部は、人の通行等がある場合は20cm以上の覆土をし、自動車等が通る場合はコンクリートスラブを打つこと。
- (7) 放流口には直接の落水を和らげるために、屈曲パイプ（L型）等を取り付けること。
- (8) 浴室内配管は、浴槽及び洗い場すべての配管にトラップ升を取り付けること。

3 その他

- (1) ブロワは、アースが必要な機種は必ずアースを接続すること。
また、送風管の露出部分は必要最小とすること。
- (2) ブロワはできる限り槽本体に近い位置（5m以内）に設置し、送気管の遠距離配管は避けるようにすること。
- (3) 生活排水は全て浄化槽に流入させること。
- (4) 雨水や工場排水は浄化槽に流入させないこと。
- (5) 工事の途中で何らかの支障等が生じ、申請内容と異なる施工をする必要が生じた場合は、必ずその都度市と連絡をとり、現地確認及び協議を行うこと。

(施工の確認)

第3条 浄化槽の設置者は、工事終了後、1ヶ月以内に別表のチェックリストに定める写真を市長に提出し、市職員による施工現場での確認検査を受けなければならない。

(その他の条件)

第4条 本基準に定めのない事項または本基準に疑義が生じたときは、必要に応じて市長の指示を受けることとする。